

令和 4 年 6 月 19 日現在

機関番号：34509

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K13487

研究課題名（和文）近代日本の皇位継承・皇室制度とドイツ法学 制度と学知の継受史

研究課題名（英文）Succession Law and Institutions of Imperial Family in Modern Japan and the German Law

研究代表者

藤川 直樹（Fujikawa, Naoki）

神戸学院大学・法学部・准教授

研究者番号：00632225

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：近代ドイツにおける王位継承・王室制度に関する公法学説の展開を跡付けただうえで、明治皇室典範の制定過程および解釈学説に対するドイツ法学の影響を検討し、それを通じて近代日本の皇室法におけるドイツ法継受の実態を明らかにするものである。皇室典範はドイツの学説を参考に「家法」として制定されたが、ドイツ的な自律や既得権の論理は排除された。また、皇室典範の解釈論においてもドイツとの相違が強調される傾向があった。しかしドイツ法学の知見は皇室法解釈論の構築のために積極的に利用されることも少なくなく、全面的受容でも排斥でもないドイツ法学の参照が見られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって日本およびドイツの王位継承法・王室法に関する法学的議論の展開については、およそその展望を得たように思われる。個別具体的な問題については積み残しも少なくないものの、摂政制度や皇室経済法、皇族に関する裁判など、本研究で取り上げなかった近代日本皇室制度史の諸問題についても、本研究を基礎としてアプローチすることが可能であるように思われる。また、ドイツ法制史に対しては、世襲君主制の問題にスポットライトをあて、それが近代公法学の発展において中核的な意義をもったことを具体的に示したことに本研究の意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study traces the development of public law theories on the succession and family law in modern German monarchies, and examines the influence of German jurisprudence on the enactment process and interpretive theories of the Meiji Imperial House Law, clarifying the reality of the reception in the modern Japanese imperial law from German law. The Imperial House Law was initially enacted as "house law" with reference to German doctrine, but the traditional German logic of autonomy and vested rights was eliminated. In the interpretation of the Imperial House Law, differences with Germany tended to be emphasized. However, the ideas of German jurisprudence were often actively used to construct theories of interpretation of the Imperial House Law, and there were references to German jurisprudence that were neither wholly accepting nor exclusionary.

研究分野：法制史

キーワード：皇室典範 皇室法 ドイツ法 皇位継承 憲法

1. 研究開始当初の背景

明治期に制定された帝国憲法と皇室典範は、いずれもドイツ国家学の「国制知」を参照しながら制定され、その制定後はドイツ公法学の精緻な解釈理論の影響下に解釈論的議論の対象となった。帝国憲法の制定および解釈論の展開についてはドイツ法学「継受」の観点からの研究もなされてきたが、皇位継承法及び皇室法についてはこのような観点から十分な検討が加えられてきたとは言い難い。確かに、これまでの研究でも、皇室典範の制定・増補の過程が明らかにされるなかで、井上毅など当時の日本側関係者による A・モッセ、L・v・シュタイン、H・レースラーらとの質疑応答や草案作成を通じた西洋法「継受」の断面は解明されてきた。しかし、その際、参照準拠国における王位継承法・王室制度それ自体のトータルな展望を得ないままに明治期に理解された限りでの一面的な「西洋法」が論ぜられたに止まり、「継受」された制度や観念が同時代の西洋社会において占める位置について十分な検討を欠いていた。また、戦前日本の憲法学における皇室法解釈論についても、ドイツ法学「継受」の分析は殆どなされてこなかった。

2. 研究の目的

そこで、本研究では、ドイツの王位継承および王室法の理論史に関する筆者のこれまでの研究を発展的に継続し、それによって得られた知見を踏まえながら、明治皇室典範の制定過程および解釈学説に対するドイツ法学の影響を再調査し、それを通じて近代日本の皇室制度におけるドイツ法学「継受」の実態を明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

本研究では、ドイツ語圏の王位継承・王室制度に関する制度と理論の歴史的研究を進めたうえで、明治皇室典範制定過程と戦前の皇室法解釈論におけるドイツ法学「継受」の実相をそれぞれ検討した。基本的には第二帝政期ドイツおよび戦前期日本の教科書・論文等の公刊された学説文献、皇室典範制定史料については既刊の史料集を基に、検討を加えた。また、ドイツについては必ずしも出版・印刷されていない鑑定意見書その他文書館所蔵資料についても検討を行った。

概ね以下の(1)～(3)の検討課題に沿って研究を進めた。

- (1) ドイツの王位継承・王室制度の制度史的・理論史的研究
- (2) 明治皇室典範制定過程におけるドイツ法の継受
- (3) 戦前日本の憲法学における皇室法解釈論のドイツ法学受容

4. 研究成果

(1) ドイツの王位継承・王室制度の制度史的・理論史的研究

領邦国家における王位継承は、元来、家産(封・家族信託遺贈)相続の延伸であり、概ね男系長子系継承制(agnatische Linealfolge mit Recht der Erstgeburt)によるのを通例としたが、原初的な均等相続から排除された次子以下の男系親(Agnaten)も家産に対する潜在的権利を有しており、領邦統治に代えて相続分としての性格をもつ年金(Apanage)を受給し、また家産の実体処分に対する同意権を保持した。しかし、帝国国制の瓦解と近代立憲君主制への移行のなか、領邦統治権の家産としての性格および王位継承の家産相続としての性格は理論的に否定されるようになっていった。まず問題となったのは男系親の同意権の範囲であり、国家を独立の法的人格を有する公共体とみる所謂国家法人説の枠組において、君主による憲法制定行為の効力は伝統的な家産相続の論理では把握できないとする見解が確立する。それによって、男系親の同意権は憲法状態の変更には及ばないものとされ(つまり欽定的な憲法制定行為は、それに対して男系親の同意があったかどうかに関わりなく、臣民としての男系親を拘束する)、王位継承法の変動に対する同意権に縮減された。しかし、やがて王位継承は公法的制度であるとする見解が理論的に徹底されると、王位継承に対する既得私権としての男系親の権利を観念することはもはやできず、王位継承権は客観法(憲法)によって与えられる公権であり、憲法改正行為に対抗できないという理解が通説化していく。

このことと軌を一にして、従来、領邦君主の家の法関係を規律するものと考えられた「私的君侯法(Privatfürstenrecht)」の観念がいまや批判の対象となる。それは陪臣化により主権君主としての地位を喪失した旧帝国直属身分の家の家産相続法と領邦君主の家の王位継承法を同一の枠組みで捉えるものだったからである。そこで、領邦君主の家の家族法・相続法の公法的性格が強調されるとともに、その領域における公法と私法の衝突が鋭く認識されるに至った。この文脈で用いられるようになる言葉が「君侯法(Fürstenrecht)」であり、それが「私的君侯法」と「国法」の再編に関わるものであった限りで「君侯法」の概念は近代ドイツにおける法学的な国法学体系の完成を示す標識であったということが出来る。

しかしながら、第二帝政期における「法学的方法」をベースとした公法学の理論的精緻化は、却って通説的枠組による「君侯法」解釈の限界を明らかにする。すなわち通説的な王位継承法理解は、国家法人説に対する賛否に関わらず、王位継承法の変更に対する男系親の同意権を否定するものであったが、一般的に既得権は尊重されるべきであるという根強い観念の抵抗にあったのみならず、王位継承に関する他の実定的法命題との理論的齟齬が指摘されるようになる。特に、王位継承法は公的制度であり男系親の私的意思によって条件づけられないという理論的命題は、王位継承権は放棄することできるという実定的命題と矛盾した。公法学が実定法解釈学である限り、後者を端的に無視することはできない。こうした命題と両立しうる解釈理論を「法学的方法」の公準である概念による論理的思考を可能にする形で提示しようとし、国家法人説の枠組の外部に「家産国家」的性格を存置することで国法と王室法の二元的協働秩序を構想したのがレームの「君侯法」論の体系であった。それによれば、王位継承に関する法的規律は憲法秩序と王室法秩序の合致によってなされるものであり、王位継承は国家の立法権の行使と王室の自律の発動（または男系親の同意による既得権の放棄）が揃って初めて法的に有効に変更されうる。従ってリッペ侯位継承事件においては男系親の同意権を擁護する学説となり、オルデンブルク大公位継承問題においては大公家家憲に対する議会の同意を要求する学説となる。しかしながら、近代ドイツ国家を正面から「家産国家」と認めることは、近代国法学の発展の方向性に端的に逆行するものであり、また近代的な国法観念との不整合も顕著であったために、レームの学説は法解釈論的研究としては尊重されつつも、当時の公法学界の一般に拒絶するところとなった。それ故に、近代ドイツ公法学は「君侯法」の問題については十分に整理された完結的な体系をもつことができなかった。その意味で「君侯法」は近代国法学体系の限界を明らかにするものであった。

領邦君主の家の法関係は公法だけでなく他の領域にも及ぶものであった。民法法においては1900年に施行されたドイツ民法典施行法 57 条が領邦君主の家について民法典の適用除外を定めていたが、実際のケースで領邦君主の家の問題であるといえるかどうかは解釈を要した。また刑法典の不敬罪規定による保護を受けるべき「領邦君主の家族」の範囲も問題であった。更に王位継承権のような公法問題であっても、家族構成員資格それ自体が問題である場合は通常裁判権に出訴可能であった。世襲君主制期の法学はこのような領邦君主の家の法的諸問題を明確化する課題を課されており、しばしば関係者や紛争当事者から鑑定意見書の執筆も依頼された。それ故に、この領域の問題を重点的に論じることは、必ずしもしばしば指摘されるような貴族趣味や保守的動機によるものではなく、寧ろ市民的法治国家の要請に応えるのであり、鑑定意見書の受託も必ずしも利益代弁関係を基礎づけるものではなかった。

(2) 明治皇室典範制定過程におけるドイツ法の継受

明治期における皇室典範制定過程においては、西洋諸国の例が参考にされ、またシュタイン、モッセ、レースラーなどドイツ語圏の法学者の意見が徴取された。特に、皇室典範制定の最終段階においてはレースラーの「王室家憲答議」が参考にされた。それを通じて、「私的君侯法」の性質を根拠として、皇室典範を「家法」として憲法系統から切り離し、また議会の干渉を排除することも正当化されるという知見を得た。しかしながら、レースラーが前提とする理解には当時のドイツの学問水準に照らして旧式の議論が含まれていただけでなく、レースラーの一連の答議の中にすでに理論的不徹底が見られた。特に、家憲制定権に関する家長説に立つレースラーは、同時に皇位継承権の既得権としての不可奪性を主張しようとするが、答議を繰り返すなかで家長権と一般統治権との区別を相対化してしまう。ここに至って、既にハノーファー憲法 26 条 2 項に倣って「家憲八国会ノ承諾ヲ要セス。但シ家憲ヲ以テ現行憲法ヲ変更スルヲ得ズ」との条文を提案していたレースラーは、ハノーファー憲法でも本来は併せて規定されていた王位継承者の既得権保護を、帝国憲法においても明文で規定することを提案する。しかしながら、この提案が受容されることはなかった。レースラーは唯一の特権の情報源だったわけではなかった。また、特に、当時のドイツにおける通説的理解の先駆となったブルンチュリの所説から純公法的統治論・王位継承論を「シラス」論として受容していた井上毅は「既得私権」の論理を受け入れず、家憲制定において君主に対する一定の制約機関が必要であるという限りで皇族会議設置の必要性を認識したものと思われる。後年制定された皇族会議令において、皇位継承順位に関する規律の変更について特別多数決制とされて全会一致制が導入されなかったことは、ドイツ的な自律と既得権の論理を実質的に排除することを意味した。皇室典範とドイツ的な「家憲」・「自律」との間には、懸隔があった。

皇位継承順位についてもドイツの王位継承法の基本的理解との差異を検出することができる。ドイツにおいては男系長子系継承という抽象的原理が同時に王位保持秩序としても作用しており、男系継嗣のない君主の死亡時に妃が妊娠している場合には、胎児の継承権に配慮して一時空位とすべきものと理解され、また少なくとも事後的に胎児が男子として生まれた場合には最上位の権利者として王位が回復されるべきであると考えられた。このような処理はドイツ諸邦においては必ずしも成文化されたわけではなかったが、一種の慣習法として受容されていた。これに対し、皇室典範の制定時には、ある時期までの草案には胎児の継承権に対する配慮が予定されていたものの、ドイツ諸邦においても明文化されていないこと、そして空位の問題を避けることができないことを理由として削除された。また、ドイツ的な長子継承制が始祖を起点とする順位を想定するのに対し、皇室典範は嫡庶の区別との関係でその時々天皇を基準とせざるをえない構造を内包するものとなっていた。

(3) 戦前日本の憲法学における皇室法解釈論のドイツ法学受容

以上のような理由により、本研究が当初想定していたのとは異なり、戦前期の憲法学における皇室法解釈論はしばしばドイツの制度や理解との相違を強調するかたちで展開された。

皇室法論としては皇室典範の性質論（厳密には制定権の根拠論：国家法説と自主法説）と効力論（憲法優位説と典憲同位説）が主要な論点であるが、皇室典範を非国家的な自主法と理解すると憲法優位説に流れるため（自主法説＋憲法優位説）典憲二元体制を基礎づけるためには皇室典範を国家法と位置付けることが理論的にも整合的であった（国家法説＋典憲同位説）。もちろん、皇室典範を国家法と性質決定したうえで憲法の下位に位置づける学説も存在した（国家法説＋憲法優位説）。自主法説は皇室典範がレースラー答議を受けて「家法」として制定されたことを捉えてドイツ的自律の論理で皇室典範の性質を説明するが、国家法説は寧ろ王室家憲を王室の自律に基づく法規と理解するドイツ的理解を明示的に退ける傾向があった。

上記の学説分布を前提とすれば、分類論的には皇室典範を自主法と位置付けたうえで典憲の同位性を主張することも考えられないではない（自主法説＋典憲同位説）。これはドイツにおいてはレームが唱えたところであるが、日本におけるその主張者が美濃部達吉であった。美濃部はレーム説がドイツでは受け容れられなかったことを指摘したうえで、帝国憲法と（皇室の自主法たる）皇室典範が同位的効力を有することを日本法の特徴として打ち出そうとした。もっとも、自治法規を国家制定法と対等な地位に立たせることは理論的にハードルの高いことであり、美濃部はその後すぐに典憲同位説を撤回したうえで、皇室典範を皇室の自主法であると同時に国家法でもあるものとして理解する所謂「二重法説」を唱える。しかしながら、その論理はドイツで主張された家長権説、家ゲノッセンシャフト説、王室＝特殊立法機関説というそれぞれ理論的に矛盾する三つの学説の緩やかな合金と評価されるべきものであった。

皇位継承法に関してもドイツの通説的見解との相違が見られた。前述の胎児の王位継承権について、ドイツにおいては王室家憲が必ずしも整備された法典の形式をとっていないこともあって、王位継承法は長子継承制という抽象的な原理で捉えられ、また王位保持の秩序としても理解されたため、王位継承に対しては相続法の準則は決定的ではないという理解が確立した後においても基本的には胎児の出生を俟つべきことが自明視された。もっとも、ドイツにおいても先王死亡時から胎児出生時までの期間を空位と理解すべきかについては争いが残り、理論的問題は残った。これに対して、日本では皇室典範の明文規定が決定的であるとされ、明文規定のない胎児の継承権を認めることは混乱の原因となるものとして排除された。また、皇位継承の公法的性格が当初より主張されたため、民法の相続に関する規定は適用できないとして、これを否定するのが通説的見解であった。ドイツにおける通説的見解は根拠のないものとして排斥された。ドイツ的王位継承法論と戦前期日本憲法学における皇位継承法理解との相違はここでも明らかである。しかるに、胎児の皇位継承権を肯定しこれを「胎中天皇」と呼んだのが美濃部達吉であった。美濃部は皇位継承法をドイツ的な長子継承制に準じて理解しようとし、胎児の継承権を「相続ノ血統主義カラ生スル所ノ当然ノ事理」によって基礎づけようとする。天皇崩御に直系の胎児が存在する場合であっても皇位が傍系に移ることを肯定する通説に対して、美濃部が「国体」に反するものと批判すると同時に普遍的な相続の「事理」を口にしてしていることは、普遍主義と特殊主義の同居の一例といいうるが、ここでも皇室典範の性質論・効力論におけると同様に、ドイツの公法学説を皇室法解釈に積極的に応用しようとする美濃部の姿を確認することができる。

従って、「戦前日本の憲法学における皇室法解釈論のドイツ法学受容」は、当初の想定とは異なり、必ずしも順接的に行われたものではなく、寧ろドイツの王室法解釈論との対置で皇室法の解釈論を行うことが多かったことが明らかになった。他方、ドイツ的理解が端的に否定されたわけではない。その意味で、戦前期における皇室法解釈論は、天皇制度の特殊性との関連において、ドイツ王室法解釈論の全面的な排除でも受容でもない、微妙な緊張関係のなかで展開されざるをえなかったのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 藤川直樹	4. 巻 132
2. 論文標題 一九世紀ドイツ公法学における『君侯法』（三） 王位継承法理論の展開を中心として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 248-308
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤川直樹	4. 巻 132
2. 論文標題 一九世紀ドイツ公法学における『君侯法』（四） 王位継承法理論の展開を中心として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 387-455
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤川直樹	4. 巻 132
2. 論文標題 一九世紀ドイツ公法学における『君侯法』（五・完） 王位継承法理論の展開を中心として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 587-668
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤川直樹	4. 巻 49
2. 論文標題 君主が懐妊の妃を遺して死亡するとき 「胎中天皇」・「胎中皇子」の比較近代法史	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 神戸学院法学	6. 最初と最後の頁 273-314
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤川直樹	4. 巻 49
2. 論文標題 ヘルマン・レスラーにおける家憲と自律 「ロエスレル氏王室家憲答議」註解	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 神戸学院法学	6. 最初と最後の頁 653-699
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 額定其芳・佐々木健・高田久実・丸本由美子 (編)・藤川直樹ほか (共著)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 慈学社出版	5. 総ページ数 556 (内303-345頁)
3. 書名 身分と経済 (寄稿論文タイトル: 「ドイツ第二帝政期における「領邦君主の家族」の身分と法学」)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------